

ヘルプマーク・ヘルプカードの普及に向けた取組状況

1 ヘルプマーク

(1) 目的・効果

障害があることなどが、外見からは分からない方が身に着けることで、周囲に援助や配慮を必要としていることを知らせることができる。

(例)

義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、妊娠初期の方などで、援助や配慮が必要な方



(2) 普及への取組

- 平成24年10月に作成。都営大江戸線で配布、優先席へのステッカー標示を開始
→現在、全都営交通、多摩モノレール、ゆりかもめ、民間バス、都立病院等で実施
- ヘルプマーク活用促進事業（区市町村包括補助）
 - ・ヘルプマークの製作に要する経費
 - ・公共交通機関、公共施設・設備等での活用にあつる経費
 - ・ヘルプマークの広報にあつる経費
- 他の自治体や民間企業等への普及のための「作成・活用ガイドライン」及び「特設サイト」を作成
- オリパラを契機とした在日・訪日外国人への普及啓発
→日英ポスター、多言語版（日英・日中・日韓）動画を制作



(3) 配布実績

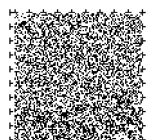
- 令和2年3月末で 約370,000個のヘルプマークを配布

(4) 広域的な普及

- 広域的普及について、国に対し、障害者団体と連携し要望
- 令和2年5月末現在、京都府、和歌山県、徳島県、青森県、奈良県など1道2府40県で活用

(5) 国の動向

- 経済産業省において、平成29年7月20日にJIS（案内用図記号）追加
- 内閣府ホームページ「障害者に関するマークについて」に追加
- 厚生労働省ホームページの障害者福祉のページに掲載



2 ヘルプカード

(1) 目的・効果

緊急連絡先や必要な支援内容などを詳しく記載し、災害時や日常生活で、困ったときに見せることで、周囲に自己の障害への理解や支援を求めることができる。



(2) 普及への取組

- 平成 24 年 10 月に作成。区市町村を通じて配布
- ヘルプカード作成のためのガイドラインを作成
都内で统一的に活用できるように都作成のヘルプマークを用いた「東京都標準様式」を定める。
- ヘルプカード活用促進事業（区市町村包括補助）
 - ・ヘルプカードに関する学習会、セミナー等の経費
 - ・ヘルプカードを活用した防災訓練の経費
 - ・ポスター、リーフレット等の作成経費

(3) 普及実績

- 現在、荒川区（同類カード作成）と島しょを除く都内 52 区市町村で導入

(4) 広域的な普及

- 平成 31 年 3 月末現在、福井県、岡山県、浜松市など 1 道 15 県 212 市町村で活用 ※全国自治体調査において回答があった自治体を抽出

(5) 国の動向

- 内閣府の認知症施策推進関係閣僚会議（令和元年 6 月 18 日）において、「認知症施策推進大綱」の新規・拡充施策に記載

ヘルプマーク・ヘルプカードが持つ
「支援を必要としていることを知らせる効果」「支援行動を促す効果」により
障害者理解と合理的配慮の機運を醸成するなど、
全ての人が、お互いに尊重し、支え合う **共生社会の実現**

